週休２日工事実施マニュアル

（土木工事）

令和８年１０月

船　橋　市

目　次

１　目的

２　用語の定義

３　対象工事

４　発注方式

５　実施方法

６　その他

1　目的

このマニュアルは、建設工事における週休２日の取組に関する必要な事項を定め、適正な履行の確保を目的とする。

2　用語の定義

（1）週休２日工事

現場閉所による週休２日工事及び週休２日交替制工事の総称をいう。

（2）現場閉所による週休２日工事

1）週休２日

週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（月単位の現場閉所率が全て２８．５％以上になった状態をいう。）

2）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場作業を行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

4）対象期間外

対象期間から除く、下記の期間をいう。

①年末年始６日間、夏季休暇３日間

②工場製作のみを実施している期間

③工事全体を一時中止している期間

④発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例）・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合

・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合

⑤受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

５）工事着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

６）工事完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

７）現場閉所率

現場閉所率（％）＝（対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数）×１００

現場閉所率（％）は、小数第２位以下切り捨てとする。

（３）週休２日交替制工事

１）週休２日

週休２日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

（月単位の平均休日率が全て２８．５％以上になった状態をいう。）

２）休日

対象者が当該工事の現場作業を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

３）対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が１週間未満の場合は除く。

４）対象期間

元請業者対象者が当該工事に従事した期間※をいう。

※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

５）対象期間外

対象期間から除く、下記の期間をいう。

①工場製作のみを実施している期間

②工事全体を一時中止している期間

③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例）・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合

・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合

④受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

６）休日率

休日率 ＝ （対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数）×１００

休日率（％）は、小数第２位以下切り捨てとする。

７）平均休日率

平均休日率 ＝ 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

平均休日率（％）は、小数第２位以下切り捨てとする。

３　対象工事

原則、本市が発注する土木工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

４　発注方式

現場閉所による週休２日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休２日交替制工事とすることができる。

また、現場閉所による週休２日工事として発注した場合において、受注者が週休２日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休２日交替制工事に変更することができるものとする。

５　実施方法

（１）条件明示等

発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を追記すること。

【記載例】

第３条　工期

１，工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から（元号）○○年○月○日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

２，週休２日工事として「週休２日工事実施マニュアル」に基づき実施するものとする。

（２）実施報告

受注者は、毎月提出する「工事履行報告書」（土木様式 11）に現場閉所日数と現場閉所率又は平均休日率を記載する。（記載例参照）

（３）週休２日の達成基準

対象期間内における月単位の現場閉所率又は平均休日率が２８．５％（８日／２８日）以上のことをいう。

（４）工期変更時の対応

工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

①工事工程の条件に変更が生じた場合

②著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合

③工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合

④資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合

⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。

６　その他

このマニュアルに定めのない事項又はこのマニュアルに疑義を生じた事項については、監督職員と協議すること。

附　則

このマニュアルは、令和８年１０月２０日から施行する。

記　載　例

土木様式－１１

工　事　履　行　報　告　書

工事名	
工　期	～
日　付	（　　月分）

月　　別	予定工程　％ （　）は工程変更後	実施工程　％	備　　考

（記事欄）

【現場閉所による週休２日工事】

今月の現場閉所日　　○日／対象期間　　○日（○○％）

【週休２日交替制工事】

今月の平均休日率　　○○％